



令和元年 9月19日(木)
(2019年)

No. 15016 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆中国知財の最新動向 第15回

中国における著作権登録 (1)

☆令和2年度知的財産政策関係予算等のポイント (8)

中国知財の最新動向 第15回

中国における著作権登録

BLJ法律事務所
弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

中国の著作権登録制度は、ある著作物(例えば、企業のロゴマークやキャラクター、製品のパッケージやカタログ、ウェブサイト、ソフトウェア等)の著作権を中国において任意で登録しておき、著作物登録証書を取得しておくという制度である。この制度には、後述するように、さまざまなメリットがあ

るため、近時、登録件数が増加する傾向にあり、日本企業の知財担当者にとって、押さえておくべき基本事項の一つといえる。そこで、本稿では、中国の著作権登録制度のメリット、登録手続等について解説することとしたい(ちなみに、中国では、「著作権」のことを「版權」ともいう)。

M&M[®] 三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数 約200名

在籍弁理士 51名

www.miyoshipat.co.jp

会長 弁理士 三好 秀和
副会長 知的財産フロンティア研究所 所長 弁理士 高橋 俊一
所長兼CEO 弁理士 伊藤 正和
副所長兼COO 弁理士 高松 俊雄
副所長 弁理士 豊岡 静男
知的財産戦略研究所 理事長 弁理士 澤井 敬史
グローバル知的財産センター センター長 弁理士 原 裕子
所長代理 弁理士 廣瀬 文雄

弁理士 橋本 浩幸
弁理士 河原 正子
弁理士 工藤 理恵
弁理士 松本 隆芳
弁理士 森 太士
弁理士 渡邊富美子
弁理士 西澤 一生
弁理士 大淵 一志
特別相談役 弁理士 寺山 啓進
顧問 弁理士 桜井 隆
弁理士 須永 浩子
弁理士 木村 達哉

弁理士 細川 覚
弁理士 堀 雅
弁理士 池田 清志
(中小企業診断士)
弁理士 松波 太郎
弁理士 大森 拓
弁理士 山本 光紀
弁理士 加藤 澄恵
弁理士 高島 信彦
弁理士 垣内 茂晴
弁理士 安藤 直行
弁理士 洞井 美穂
弁理士 望月 重樹
弁理士 古岩 信嗣

弁理士 山本 貴士
弁理士 魚路恵里子
弁理士 宮崎 智弘
弁理士 山ノ下勝広
弁理士 安立 卓司
弁理士 安原 二良
弁理士 山中 裕子
弁理士 橋元 成央
弁理士 中村 富代
弁理士 栗原 康浩
弁理士 鈴木 吉治
弁理士 山本 哲朗

顧問 弁理士 松永 宣行
弁理士 鹿又 弘子
弁理士 大坂 雅浩
弁理士 辻 徹二
弁理士 奥山 雄毅
顧問 化学博士 パット・ガイニット
知的財産戦略研究所 所長
顧問 弁護士 榎橋 祐治

Ⅱ. 中国の著作権法制度における著作権登録制度の位置付け

中国の著作権法制度の下では、著作権は、著作物の創作が完成した日より発生することとされており、著作権の取得は、登録等の手続や方式を要件としていない(無方式主義)。したがって、著作権の取得にあたって、著作権登録手続を行う必要はないが、任意に著作権登録手続を行うことは可能である。

「著作権法」²及び「著作権法実施条例」には著作権登録手続に関する規定は含まれていないが、「著作物任意登録試行弁法」が、著作物の任意登録の要件、登録機関、登録手続等について規定している。最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」7条1項及び「著作権行政処罰実施弁法」19条は、著作権に関わる原稿、原本、合法的出版物、著作物登録証書、認証機関の発行する証明、権利取得の契約書等は、証拠とすることができることと規定しており、著作物登録証書を、著作権を有することの初歩的証明に用いることができることを明らかにしている。また、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」によると、コンピュータ・ソフトウェア(以下「ソフトウェア」という)の著作権者は、ソフトウェア登録機関において著作権登録をすることができ、ソフトウェア登録機関が発行する登録証書は登録事項の初歩的証明となる(7条1項)。ソフトウェア登録機関としては、「中国著作権保護センター」(英文名称は「Copyright Protection Center of China (CPCC)」)がある。「初歩的証明」とは、相反する証拠がないか、又は相反する証拠があってもそれが事実か否かを証明できない場合には、当該文書に記載されている事実が正しいと推定されることを意味する。逆に言えば、著作物登録証書を法院等に提出しても、初歩的証明としての効力しかなく、自己が著作権を有することの絶対的な立証手段とはならず、相手方は反証が可能である。

なお、「著作権法実施条例」25条によると、著作権使用許諾契約及び著作権譲渡契約を締結する場合は、著作権行政管理部門に届出を行うことができる。また、「著作権法」26条によると、著作権に質権を設定する場合は、質権設定者及び質権者が質権設定登記手続を行うこととされている。本稿では、一般

的な著作物及びプログラム著作物の著作権登録制度について解説することを目的としているため、著作権使用許諾契約及び著作権譲渡契約の届出や著作権に対する質権設定登記については割愛する。

Ⅲ. 中国の著作権登録の要件

中国の著作権法制度の下では、著作物といえるためには、ある程度の独創性が必要である。例えば、数個の文字の組合せだけでは、独創性が認められにくい。

不登録事由としては、①著作権法の保護を受けない著作物、②著作権保護期間を経過した著作物、③法により出版・伝達が禁止されている著作物がある(著作物任意登録試行弁法5条)。

また、一旦著作権登録されても、①登録後に上記弁法5条のいずれかの不登録事由の存在が判明した場合、②登録後に事実と異なることが判明した場合、③申請人が著作物登録の取消を申請した場合、④登録後に重複登録が判明した場合は、登録が取り消される(著作物任意登録試行弁法6条)。

漫画の各登場人物や、ある特定の登場人物のさまざまな表情やポーズ等のように、関連性のある複数の著作物については、それらをまとめて「シリーズ著作物」として、1つの著作権登録の対象にすることができる。

ソフトウェア著作物の場合は、独立して開発され、又は原著作権者の許諾を得て既存のソフトウェアについて修正した後に形成される機能又は性能の分野において重要な改良のあるソフトウェアでなければならない(ソフトウェア著作権登録弁法7条)。

なお、著作権登録手続における登録機関による審査は、形式審査のみであるため、著作権登録の要件を欠如するケース(例えば、著作物の独創性が不十分である場合、他人の著作物の冒認である場合)もないとはいえない。

Ⅳ. 中国の著作権登録の効果

著作権登録機関は、審査の結果、著作権登録が認められると判断する場合、申請人から著作権登録機関に全ての必要書類が提出されてから1か月以内に、「著作物登録証書」(中国語では「作品登記証書」)を発行し、公告が行われる(著作物任意登録試行弁法